

6 消安第 2120 号  
令和 6 年 7 月 4 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について

オーストラリア産ヨーロッパぶどうの生果実の輸入に関し、「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令」（令和 6 年農林水産省令第 41 号）及び「植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する告示」（令和 6 年 7 月 4 日農林水産省告示第 1315 号）が本日付けで公布及び施行（別添 1 及び別添 2）されたことに伴い、「オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」を一部改正（別添 3）したのでお知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。